第三　次に掲げる告示の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　平成十二年労働省告示第七十五号（港湾労働法第十四条第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件）本則

二　平成十二年労働省告示第七十六号（港湾労働法第十四条第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める日数を定める件）本則

三　平成十二年労働省告示第百七号（港湾労働法第三十一条第一項の規定に基づき雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業として行う業務を定める件）四

四　平成十二年労働省告示第百八号（港湾労働法第三十一条第二項の規定による届出があった件）表

五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の二第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数（平成十五年厚生労働省告示第四百四十六号）題名及び本文

六　厚生労働大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律に規定する権限又は事務のうち都道府県労働局長等に委任するもの、委任を受ける職員の官職及び委任の効力の発生する日（平成十七年厚生労働省告示第百九十一号）一の表

七　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）第二八　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間（平成二十一年厚生労働省告示第百三十五号）第一条の表安全衛生関係法令の項

第四　平成十二年労働省告示第七十七号（港湾労働法第二十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

一中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に改める。

第五　次に掲げる告示の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）第2の5の(2)

二　労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（平成十八年厚生労働省告示第六百十四号）第2の2の(1)及び第4の3の(1)

三　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成十八年厚生労働省告示第六百十五号）2の(3)

四　港湾雇用安定等計画（平成二十一年厚生労働省告示第八十七号）3の(2)のイの(二)

五　建設雇用改善計画（第八次）（平成二十三年厚生労働省告示第八十一号）Ⅲの1の(1)の③

第六　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に「同法第三十一条」を「同法第三十条の二第一項」に改める。

第七　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病院等（平成二十一年厚生労働省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

○厚生労働省告示第五百十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成二十三年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって同年十月一日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（同年九月三十日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、平成二十六年三月三十一日までは、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十四年十月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成二十六年三月三十一日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十四年九月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（「次のよう」は省略し、改正全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第五百二十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第百十五号を第百十七号とし、第八十六号から第百十四号までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七　ヒプロメロース酢酸エステルコハク酸エステル

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第八十四号を第八十五号とし、第二十一号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　クロスポビドン

○厚生労働省告示第五百二十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号（同令第七十二条において準用する場合を含む。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中108を110とし、79から107までを81から109までとし、78を79とし、その次に次のように加える。

80　ヒプロメロース酢酸エステルコハク酸エステル

第二号中77を78とし、20から76までを21から77までとし、19の次に次のように加える。

20　クロスポビドン

○農林水産省告示第二千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年九月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

川根本町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。